地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　貸付金	22,668,634	24,537,510	1,868,876
⑵　有価証券			
満期保有目的のもの	598,994	598,995	0
⑶　現金預け金	419,267	419,267	—
資産計	23,686,896	25,555,773	1,868,877
⑴　債券	18,676,401	19,632,909	956,508
⑵　借入金	30,000	30,860	860
負債計	18,706,401	19,663,770	957,369
デリバティブ取引（＊１）			
ヘッジ会計が適用されているもの	240	240	—
デリバティブ取引計	240	240	—

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴　貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成25年３月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

⑵　有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国庫短期証券	44,994	44,995	0
	小計	44,994	44,995	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	554,000	554,000	—
	小計	554,000	554,000	—
合計		598,994	598,995	0

⑶　現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

⑴　債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

⑵　借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	40,000	40,000	240	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※１	